川根本町くらし環境課

令和６年度川根本町水質検査計画

（青崎配水池　令和３年３月完成）

目次

１　基本方針
２　簡易水道事業の概要
３　水道原水から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意点
４　検査地点
５　配水系統
６　水質検査項目と検査頻度
７　臨時の水質検査
８　水質の検査方法
９　水質検査計画及び水質検査結果の公表
10　水質検査結果の検証及び水質検査計画の見直し
11　関係機関との連携
別表　川根本町水質検査計画表

1　基本方針

水質検査計画は、適正で効率的な水質検査を実施するために、水道法に基づき毎年策定し、公表することが義務付けられています。

安全かつ良質な水道水の供給を確認するため、給水の実態を十分に考慮し、適切な採水箇所で適切な項目の水質検査を実施します。

（１）水質検査地点

検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓に加えて、水道水源とします。

（２）水質検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び本町が水質管理上必要とする項目とします。

（３）検査頻度

水道法及び本町の過去の水質検査結果等に基づいて、項目ごとに応じて検査頻度を設定します。

2　簡易水道事業の概要

（１）給水状況

本町の給水状況は、下記のとおりです。

給水状況　※飲料水供給施設配水区域内を除く　（R5.3.31）

区　　分	内　　容
給水区域	川根本町内
給水人口	5,631（人）
普及率	93.38（%）
世帯数	2,565（世帯）

（２）各施設の水源の状況及び浄水方法

施設名	水源区分	浄水方法
大間簡易水道	表流水（大井川水系）	急速ろ過及び塩素滅菌
接岨簡易水道		
本川根北部簡易水道		
本川根南部簡易水道	表流水（大井川水系）、浅井戸	
徳山藤川簡易水道	表流水（大井川水系）	急・緩速ろ過及び塩素滅菌
水川簡易水道		急速ろ過及び塩素滅菌
田野口簡易水道		緩速ろ過及び塩素滅菌
中部簡易水道		急・緩速ろ過及び塩素滅菌
下泉下長尾簡易水道		急速ろ過及び塩素滅菌
南部簡易水道		
地名簡易水道		緩速ろ過及び塩素滅菌

▼▲浄水・配水施設の概要▼▲

	大間簡易水道	接岨簡易水道
	大間地区	接岨地区
所在地	川根本町千頭	川根本町梅地
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処理能力	840 ㎥／日	240 ㎥／日
配水池	224 ㎥	62.5 ㎥
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	本川根北部簡易水道	本川根南部簡易水道
	八木、大沢、小山、 細尾、奥泉	沢間、桑野山、土本、千頭東、 千頭西、寺馬、小長井、上岸、 田代、柳三、崎平、青部
所在地	川根本町東藤川他	川根本町千頭他
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系） 桑野山浅井戸
処理能力	643 ㎥／日（八木大沢）	768 ㎥／日（新小長井） 280 ㎥／日（寺　野） 480 ㎥／日（小長井） 120 ㎥／日（上　岸）
配水池	263 ㎥（2 配水池）	942 ㎥（9 配水池）
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	徳山藤川簡易水道		
	藤川地区	徳山・沢脇系	徳山・野志本系
所在地	川根本町元藤川	川根本町徳山	川根本町徳山
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処理能力	338 ㎥／日	500 ㎥／日	50 ㎥／日
配水池	313.5 ㎥	305 ㎥	50 ㎥
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌	緩速ろ過 及び塩素滅菌

	水川簡易水道	田野口簡易水道	中部簡易水道
	水川地区	田野口地区	上長尾地区
所在地	川根本町水川	川根本町田野口	川根本町上長尾
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処理能力	136 ㎥／日	96.25 ㎥／日	316 ㎥／日
配水池	134 ㎥	149.4 ㎥	180 ㎥
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	緩速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

※稼働停止中

	中部簡易水道		下泉下長尾簡易水道
	高郷地区	梅高地区	下泉地区
所在地	川根本町上長尾	川根本町下長尾	川根本町下泉
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処理能力	160 ㎥／日	153 ㎥／日	162 ㎥／日
配水池	294 ㎥	191 ㎥	190 ㎥
浄水処理方式	緩速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	下泉下長尾簡易水道	南部簡易水道	地名簡易水道
	下長尾地区	瀬平、久野脇 塩郷	地名地区
所在地	川根本町下長尾	川根本町久野脇他	川根本町地名
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処理能力	171 ㎥／日	307 ㎥／日	288 ㎥／日
浄水池	164 ㎥	396 ㎥（5 配水池）	179 ㎥
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌	緩速ろ過 及び塩素滅菌

3　水道原水から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意点

（１）水道原水における水質状況と留意すべき項目

①表流水

水道原水の汚染要因は、降雨や治山工事による濁度の発生、野生動物の糞便、油類の流出事故等が考えらえます。

これらに対して、濁度、有機物、クリプトスポリジウム等が水質管理上留意すべき項目となります。

②浅井戸（地下水）

水道原水の汚染要因は、有機溶剤の排水、肥料、地質由来の金属変化等が考えられます。

これらに対して、揮発性有機化合物、亜硝酸態窒素、クリプトスポリジウム、マンガン等が水質管理上留意すべき項目となります。

留意すべき項目	汚染要因	原水の種類	
		表流水	浅井戸（地下水）
大腸菌	動物の糞便	○	
金属類	生活排水、工場排水	○	
硝酸態窒素	肥料、畜舎排水	○	○
揮発性有機化合物	有機溶剤排水	○	○
セレン	地質由来の金属		○
ヒ素			
マンガン			
有機物	降雨、河川工事 生活排水、工場排水	○ ○	
臭気	油類の流出事故	○	
濁度	降雨、河川工事	○	
農薬類	農薬	○	○
嫌気性芽胞菌	動物の糞便	○	○
クリプトスポリジウム			
ジアルジア			

（２）給水水栓の水質基準と留意すべき項目

浄水場から給水栓まで主に遊離残留塩素濃度の低下やｐＨの上昇に留意するとともに、その他にトリハロメタン等の消毒副生成物、鉄、臭気、色度、濁度にも留意する必要があります。

4　検査地点

（１）水道水源（原水）

表流水施設 20 箇所、浅井戸（地下水）施設 1 箇所の取水施設又は浄水場（着水井又は導水管からの出口）で検査を行います。

（２）給水栓水（水道水）

水道法に基づく水質基準項目により行う毎月の水質検査は、所管する施設の末端給水地点で検査を行います。

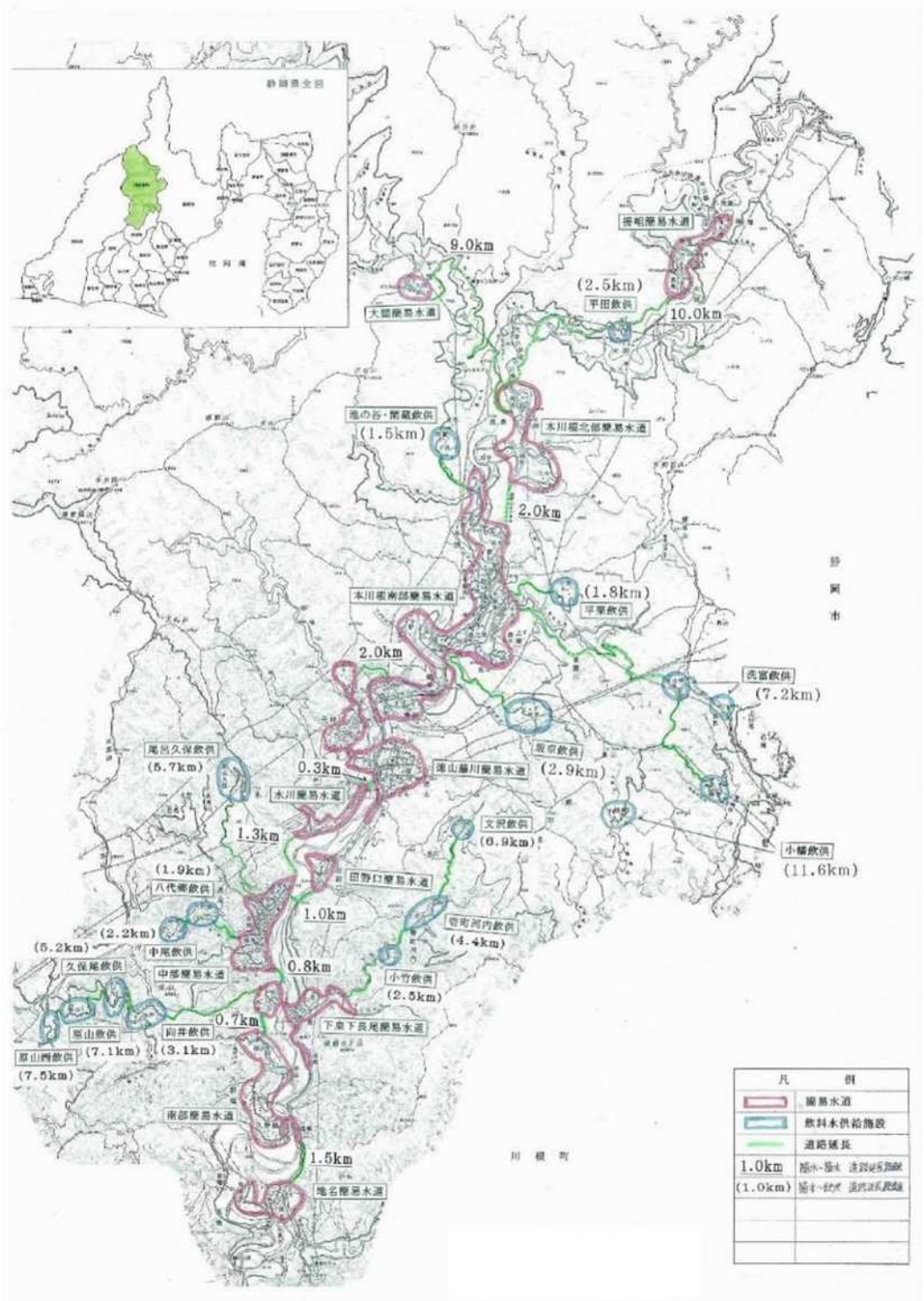

5　配水系統

大間簡易水道

種別	施設名	備考
取水	湯山沢取水堰堤	
	かじか沢取水堰堤	
浄水	大間浄水場	

【水道施設系統図】

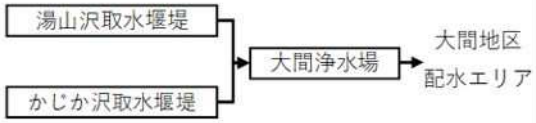

接岨簡易水道

種別	施設名	備考
取水	宮沢取水堰堤	
浄水	梅地浄水場	
配水	梅地ポンプ場	
	海久保ポンプ場	
	海久保配水池	

【水道施設系統図】

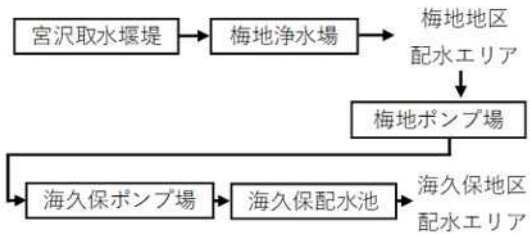

本川根北部簡易水道

種別	施設名	備考
取水	大沢取水堰堤	
浄水	八木大沢浄水場	
配水	奥泉配水池	

【水道施設系統図】

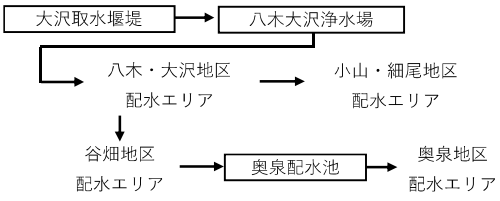

本川根南部簡易水道

種別	施設名	備考
取水	ウムシ沢取水堰堤	
	神光寺沢取水堰堤	
	筒沢取水堰堤	取水不可
	中沢取水堰堤	
	桑野山井戸水源	
浄水	新小長井浄水場	千頭
	寺野浄水場	
	小長井浄水場	
	上岸浄水場	
配水	森平中継ポンプ場	
	田代中継ポンプ場	
	桑沢配水池	
	田代配水池	
	三盃配水池	
	青崎配水池	

【水道施設系統図】

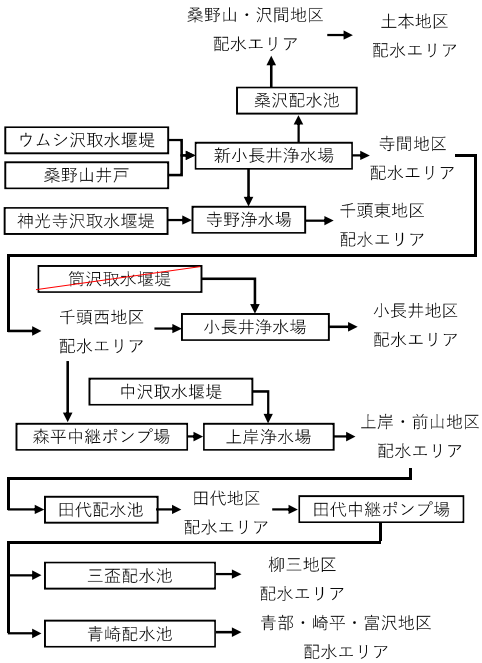

徳山藤川簡易水道

種別	施設名	備考
取水	用留沢取水堰堤	
	木折沢取水堰堤	取水不可
	日向沢取水堰堤	
	杉沢取水堰堤	
	野志本沢取水堰堤	
	藤川導水ポンプ場	
浄水	藤川浄水場	
	徳山浄水場	
	野志本浄水場	
配水	小井平配水池	

【水道施設系統図】

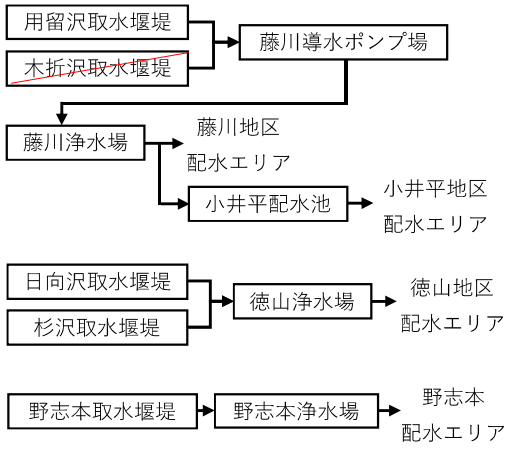

水川簡易水道

種別	施設名	備考
取水	水川川取水堰堤	
	水川導水ポンプ場	
浄水	水川浄水場	

【水道施設系統図】

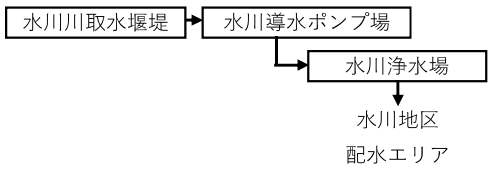

田野口簡易水道

種別	施設名	備考
取水	足間沢取水堰堤	
浄水	田野口浄水場	
配水	高区配水池	

【水道施設系統図】

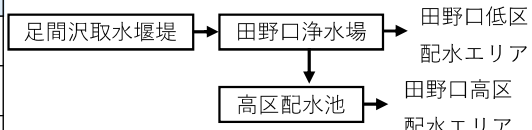

中部簡易水道

種別	施設名	備考
取水	中津川支流取水堰堤	
	松尾川取水堰堤	
	明屋沢取水堰堤	
浄水	梅高浄水場	
	高郷浄水場	
	上長尾浄水場	
配水	梅高低区配水池	

【水道施設系統図】

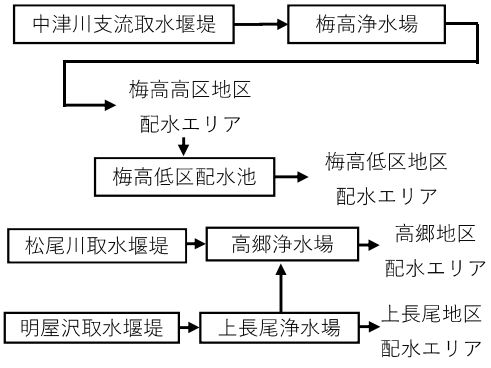

下泉下長尾簡易水道

種別	施設名	備考
取水	柳沢取水堰堤	
	柳沢導水ポンプ場	
	小河内川取水堰堤	取水不可
浄水	下長尾浄水場	
	下泉浄水場	稼働停止中
配水	原送水ポンプ場	
	原受水槽	
	横郷配水池	

【水道施設系統図】

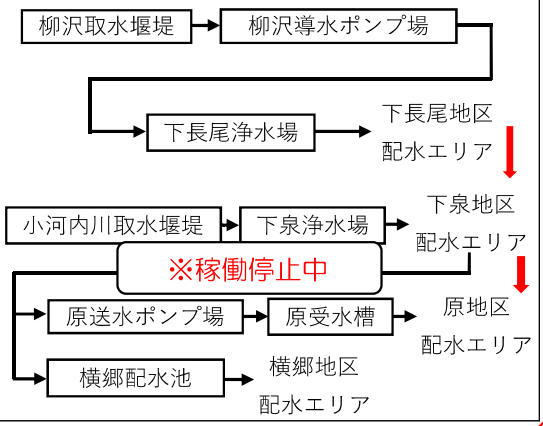

南部簡易水道

種別	施設名	備考
取水	三津間沢取水堰堤	
	争無沢取水堰堤	
	争無沢導水ポンプ場	
浄水	南部浄水場	
配水	三津間高区配水池	
	三津間低区配水池	
	瀬平中継ポンプ場	
	瀬平配水池	
	久野脇配水池	
	塩郷配水池	

【水道施設系統図】

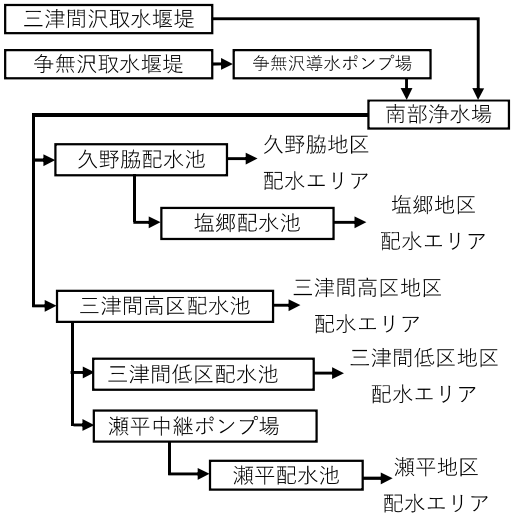

地名簡易水道

種別	施設名	備考
取水	塩郷沢取水堰堤	取水不可
	中之沢取水堰堤	
浄水	地名浄水場	
配水	高区配水池	
	低区配水池	

【水道施設系統図】

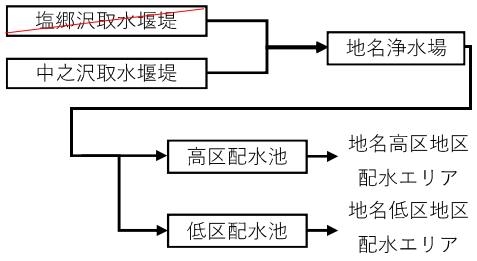

6　水質検査項目と検査頻度

水質検査項目及び検査頻度は、別表「川根本町水質検査計画表」に則って行います。

①　毎日検査

法令に基づく色、濁り、残留塩素を配水池の系統ごとに継続して観察・測定します。

②　水質基準項目（給水栓水）

法令に基づく検査項目のうち毎月検査項目（◎印９項目）と消毒副生成物（〇印 12 項目）を除く項目については、厚生労働省水道課長通知において、検査回数を下記のとおり省略しても良いことが示されています。

原則　：　年４回
過去３年間の最大値が基準の 10％以下の場合　：　３年に１回以上
過去３年間の最大値が基準の 20％以下の場合　：　１年に１回以上

この基準に従い、検査回数を省略することができる項目については、水源流域に汚染源がないこと、実際に水が良質なものであることを確認し、合理的かつ状況に応じて省略を判断します。

③　水質基準項目（水道原水）

水質基準項目のうち消毒副生生物 11 項目及び味を除いた 39 項目については、水道原水の水質確認のため、年１回の検査を行います。

④　PFOS 及び PFOA に関する対応

PFOS 及び PFOA の流出の恐れがある関連施設が水源の上流部に立地していないことから、検出されるリスクが限りなく低いと判断し、検査を行わないこととします。

ただし、水質検査基準逐次改正検討会において、今後、PFOS 及び PFOA の取り扱いの見直し方針が示された場合、合理的かつ状況に応じて検査実施を判断します。

⑤　その他の項目

その他の項目として、クリプトスポリジウム等の検査を水道水源の水質状況や浄水処理方式等を考慮し、必要とする頻度で検査を行います。

水質検査表（１）　毎日検査項目

検査項目		評価
1	色	5 度 以下
2	濁度	2 度 以下
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1 mg/L 以下

水質検査表（２）　水質基準項目（給水栓水）

番号	水質基準項目	基準値	法令で定められている検査頻度
基1	一般細菌	100 個/mL 以下	月1回以上
基2	大腸菌	検出されないこと	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	3ヵ月に1回以上
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	
基13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L 以下	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
基20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
基21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	
基23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	
基26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	
基32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L 以下	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	
基35	銅及びその化合物	1 mg/L 以下	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	
基38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	月1回以上
基39	カルシウム,マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	3ヵ月に1回以上
基40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	原因藻類発生時期に月1回以上
基43	2ーメチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	3ヵ月に1回以上
基45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	
基46	有機物(全有機炭素（ＴＯＣ）の量)	3 mg/L 以下	月1回以上
基47	ＰＨ値	5.8以上～8.6以下	
基48	味	異常でないこと	
基49	臭気	異常でないこと	
基50	色度	5 度 以下	
基51	濁度	2 度 以下	

水質検査表（３）　水質基準項目（水道原水）

番号	水質基準項目	基準値	法令で定められている検査頻度
基1	一般細菌	100 個/mL 以下	月1回以上
基2	大腸菌	検出されないこと	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	3ヵ月に1回以上
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	
基13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L 以下	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
基20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
基32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L 以下	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	
基35	銅及びその化合物	1 mg/L 以下	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	
基38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	月1回以上
基39	カルシウム,マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	3ヵ月に1回以上
基40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	原因藻類発生時期に月1回以上
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	3ヵ月に1回以上
基45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	
基46	有機物(全有機炭素（ＴＯＣ）の量)	3 mg/L 以下	月1回以上
基47	ＰＨ値	5.8以上～8.6以下	
基49	臭気	異常でないこと	
基50	色度	5 度 以下	
基51	濁度	2 度 以下	

水質検査表（４）　その他の項目

検査項目		
1	クリプトスポリジウム等	クリプトスポリジウム ジアルジア
2	クリプトスポリジウム	大腸菌
3	指標細菌	嫌気性芽胞菌

7　臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に応じた浄水処理を行うことができず、給水栓から出た水で水質基準値を超えるおそれがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

□ 原因不明の色や濁り、臭気の発生など、水源の水質が著しく悪化したとき
□ 水道水源に異常があったとき
□ 水源、給水区域及びその周辺等に消化器系感染症が流行したとき
□ 浄水過程において水質に著しい変化を与えるような異常があったとき
□ 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
□ 配水管の大規模な工事をしたとき
□ その他、必要と認められるとき

検査項目は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量)、ｐＨ値、味、臭気、色度及び濁度のほか、異常が認められる項目、異常のおそれがある項目など、状況に応じて水質基準項目から選択して行います。

検査地点は、供給される水が水質基準に適合するかどうか確認できる場所を選定して行います。なお、安全性が確認できるまで継続して必要な項目について検査を行います。

8　水質の検査方法

水質基準項目及び毎日検査項目の水質検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）で行います。その他の項目は、上水試験方法（(公社）日本水道協会編集）等で行います。

9　水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果については、川根本町のホームページまたは川根本町役場本庁舎くらし環境課及び総合支所窓口で公表します。

川根本町ホームページ（くらし環境課）
https://www.town.kawanehon.shizuoka.jp
（検索ワード「川根本町　水道事業」

10　水質検査結果の検証及び水質検査計画の見直し

各検査地点の水質検査結果を評価し、不適な項目があった場合は、速やかに改善に努める等の適切な措置を行います。その際、必要に応じて、関係各機関等から指導や助言を求めて対処します。

また、年間の検査結果が判明した時点でそれらを総合的に判断し、必要に応じて翌年度の水質検査計画に反映させていきます。

11　関係機関との連携

安全かつ良質な水道水の供給を確保するために、民間の検査機関に検査を依頼し、水道水の品質を保証する体制を整えています。

また、水源や水源周辺において水質汚染事故の発生を認めた場合には、静岡県中部健康福祉センター等に情報提供するとともに、取水施設、浄水施設で適切な対応を実施します。

水質検査計画について、お客様のご意見をお聞かせ下さい。
お客様のご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考にさせていただきます。

（お問い合わせ先）　川根本町役場　くらし環境課
〒428-0313
静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 番地
電話：0547-56-2236　　FAX：0547-56-1117
Email：kurashi-kankyo@town.kawanehon.lg.jp

別表

令和６年度　川根本町水質検査計画表

番号	定期検査項目	検査頻度	省略不可項目	基準値(mg/l)	町内全施設過去３年間の最大値	基準値との比較 1/5以下 1回/年	基準値との比較 1/10以下 1回/3年	検査計画 検査頻度（省略理由含む）		年8回 9項目	年4回 26項目	年1回 28項目	年1回 原水39項目
基1	一般細菌	毎月	◎	100個/ml	0 /mL			毎月	毎月検査項目	○	○	○	○
基2	大腸菌	毎月	◎	不検出	不検出			毎月	毎月検査項目	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	4回/年		0.003	0.0003 mg/L	○	○	1回/3年					○
基4	水銀及びその化合物	4回/年		0.0005	0.00005 mg/L	○	○	1回/3年					○
基5	セレン及びその化合物	4回/年		0.01	0.001 mg/L	○	○	1回/3年					○
基6	鉛及びその化合物	4回/年		0.01	0.001 mg/L	○	○	1回/3年	過去3年間の結果が基準値1/10以下のため省略する				○
基7	ヒ素及びその化合物	4回/年		0.01	0.001 mg/L	○	○	1回/3年					○
基8	六価クロム化合物	4回/年		0.02	0.001 mg/L	○	○	1回/3年					○
基9	亜硝酸態窒素	4回/年		0.04	0.004 mg/L	○	○	1回/3年					○
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	4回/年	○	0.01	0.001 mg/L			4回/年	省略不可項目		○	○	○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年		10	1.0 mg/L	○	○	1回/3年	過去3年間の結果が基準値1/10以下のため省略する				○
基12	フッ素及びその化合物	4回/年		0.8	0.29 mg/L	×	×	4回/年	省略しない		○	○	○
基13	ホウ素及びその化合物	4回/年		1	0.1 mg/L	○	○	1回/3年					○
基14	四塩化炭素	4回/年		0.002	0.0002 mg/L	○	○	1回/3年					○
基15	1,4-ジオキサン	4回/年		0.05	0.005 mg/L	○	○	1回/3年					○
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4回/年		0.04	0.004 mg/L	○	○	1回/3年	過去3年間の結果が基準値1/10以下のため省略する				○
基17	ジクロロメタン	4回/年		0.02	0.002 mg/L	○	○	1回/3年					○
基18	テトラクロロエチレン	4回/年		0.01	0.0005 mg/L	○	○	1回/3年					○
基19	トリクロロエチレン	4回/年		0.01	0.001 mg/L	○	○	1回/3年					○
基20	ベンゼン	4回/年		0.01	0.001 mg/L	○	○	1回/3年					○
基21	塩素酸	4回/年	○	0.6	0.23 mg/L			4回/年			○	○	
基22	クロロ酢酸	4回/年	○	0.02	0.002 mg/L			4回/年			○	○	
基23	クロロホルム	4回/年	○	0.06	0.027 mg/L			4回/年			○	○	
基24	ジクロロ酢酸	4回/年	○	0.03	0.007 mg/L			4回/年			○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	4回/年	○	0.1	0.01 mg/L			4回/年			○	○	
基26	臭素酸	4回/年	○	0.01	0.001 mg/L			4回/年	省略不可項目		○	○	
基27	総トリハロメタン	4回/年	○	0.1	0.03 mg/L			4回/年			○	○	
基28	トリクロロ酢酸	4回/年	○	0.03	0.013 mg/L			4回/年			○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	4回/年	○	0.03	0.003 mg/L			4回/年			○	○	
基30	ブロモホルム	4回/年	○	0.09	0.009 mg/L			4回/年			○	○	
基31	ホルムアルデヒド	4回/年	○	0.08	0.018 mg/L			4回/年			○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	4回/年		1	0.02 mg/L	○	○	1回/3年	過去3年間の結果が基準値1/10以下のため省略する				○
基33	アルミニウム及びその化合物	4回/年		0.2	0.19 mg/L	×	×	4回/年	省略しない		○	○	○
基34	鉄及びその化合物	4回/年		0.3	0.17 mg/L	×	×	4回/年			○	○	○
基35	銅及びその化合物	4回/年		1	0.02 mg/L	○	○	1回/3年					○
基36	ナトリウム及びその化合物	4回/年		200	6.2 mg/L	○	○	1回/3年	過去3年間の結果が基準値1/10以下のため省略する				○
基37	マンガン及びその化合物	4回/年		0.05	0.005 mg/L	○	○	1回/3年					○
基38	塩化物イオン	毎月	◎	200	7.6 mg/L			毎月	毎月検査項目	○	○	○	○
基39	カルシウム,マグネシウム等（硬度）	4回/年		300	120 mg/L	×	×	4回/年	省略しない		○	○	○
基40	蒸発残留物	4回/年		500	180 mg/L	×	×	4回/年			○	○	○
基41	陰イオン界面活性剤	4回/年		0.2	0.02 mg/L	○	○	1回/3年	過去3年間の結果が基準値1/10以下のため省略する				○
基42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上		0.00001	0.000001 mg/L	○	○	原因藻類発生時期に1回/年	この物質を生成する藻類の発生時期に実施する			○	○
基43	2－メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上		0.00001	0.000001 mg/L	○	○	原因藻類発生時期に1回/年				○	○
基44	非イオン界面活性剤	4回/年		0.02	0.002 mg/L	○	○	1回/3年	過去3年間の結果が基準値1/10以下のため省略する				○
基45	フェノール類	4回/年		0.005	0.0005 mg/L	○	○	1回/3年					○
基46	有機物(全有機炭素（ＴＯＣ）の量)	毎月	◎	3	1.2 mg/L			毎月	毎月検査項目	○	○	○	○
基47	ＰＨ値	毎月	◎	5.8～8.6	8.5			毎月		○	○	○	○
基48	味	毎月	◎	異常でない	異常なし			毎月		○	○	○	
基49	臭気	毎月	◎	異常でない	異常なし			毎月		○	○	○	○
基50	色度	毎月	◎	5	2.5 度			毎月		○	○	○	○
基51	濁度	毎月	◎	2	1.6 度			毎月		○	○	○	○